

高齢者向け返済特例制度に係る
バリアフリー工事の基準について

リフォームでバリアフリー工事を実施して高齢者向け返済特例制度を利用する場合は、以下の1～3の項目のうち、いずれか1つの項目の工事を実施していただく必要があります。

項目	基 準				
1. 床の段差解消	<p>住宅内の次の～の部分の床及びこれらをつなぐ廊下の段差を解消すること。 高齢者等の寝室のある階のすべての居室（食事室が同一階にない場合は食事室¹を含む。） 便所¹ 浴室（出入口の部分を除く。）¹ 洗面所¹及び脱衣室¹ 玄関（土間の部分を除く。） 高齢者等の寝室が1階以外の場合、その階のバルコニー（出入口の部分を除く。）</p> <p>1 動線経路が2以上ある場合は、高齢者等が主に使用するものに限ることができる。 2 食事室、便所、浴室、洗面所及び脱衣室、玄関、バルコニーが2以上ある場合は、高齢者等が主として使用するものに限ることができる。 3 次の(a)～(e)のすべてを満たす部分については、それ以外の部分との間に30cm以上45cm以下の段差を設けることができる。 (a) 介助用車いすの移動の妨げとならない位置にあること。 (b) 面積が3m²以上9m²未満であること。 (c) 当該部分の床面積の合計が、当該部分がある居室の面積の1/2未満であること。 (d) 出入する箇所のうち少なくとも1つの幅が1.5m以上であること（工事を伴わない撤去により確保できる部分の幅を含む） (e) その他の部分の床より高い位置にあること。</p>				
2. 廊下幅及び居室の出入口の幅	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">廊下幅</td> <td> <p>住宅内の次の～の部分をつなぐ廊下の幅は、78cm（柱又は建具枠のある部分は75cm）以上とすること。 高齢者等の寝室のある階のすべての居室（食事室が同一階にない場合は食事室¹を含む） 便所¹ 浴室¹（出入口の部分を除く。） 洗面所¹及び脱衣室¹ 玄関（土間の部分を除く。） 高齢者等の寝室が1階以外の場合、その階のバルコニー（出入口の部分を除く。）</p> <p>1 動線経路が2以上ある場合は、高齢者等が主に使用するものとするものに限ることができる。 2 食事室、便所、浴室、洗面所及び脱衣室、玄関、バルコニーが2以上ある場合は、高齢者等が主として使用するものに限ることができる。 3 廊下の幅の測定において、壁と床又は天井との取り合い部の化粧材（床幅木、廻り縁、コーナー保護材等）、建具の把手、手すり、その他これらに類するものはないものとみなすことができる。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">居室の出入口の幅</td> <td> <p>高齢者等の寝室のある階のすべての居室の出入口の幅は、内法75cm以上とすること。 1 出入口が2以上ある場合は、高齢者等の基本的な日常生活移動経路にある出入口とすることができる 2 出入口の幅は、開き戸の場合は戸の厚みを、折れ戸の場合は折れしろを建具の幅から減じた寸法とする。また、軽微な改造により確保できる部分の長さを含むことができる。</p> </td> </tr> </table>	廊下幅	<p>住宅内の次の～の部分をつなぐ廊下の幅は、78cm（柱又は建具枠のある部分は75cm）以上とすること。 高齢者等の寝室のある階のすべての居室（食事室が同一階にない場合は食事室¹を含む） 便所¹ 浴室¹（出入口の部分を除く。） 洗面所¹及び脱衣室¹ 玄関（土間の部分を除く。） 高齢者等の寝室が1階以外の場合、その階のバルコニー（出入口の部分を除く。）</p> <p>1 動線経路が2以上ある場合は、高齢者等が主に使用するものとするものに限ることができる。 2 食事室、便所、浴室、洗面所及び脱衣室、玄関、バルコニーが2以上ある場合は、高齢者等が主として使用するものに限ることができる。 3 廊下の幅の測定において、壁と床又は天井との取り合い部の化粧材（床幅木、廻り縁、コーナー保護材等）、建具の把手、手すり、その他これらに類するものはないものとみなすことができる。</p>	居室の出入口の幅	<p>高齢者等の寝室のある階のすべての居室の出入口の幅は、内法75cm以上とすること。 1 出入口が2以上ある場合は、高齢者等の基本的な日常生活移動経路にある出入口とすることができる 2 出入口の幅は、開き戸の場合は戸の厚みを、折れ戸の場合は折れしろを建具の幅から減じた寸法とする。また、軽微な改造により確保できる部分の長さを含むことができる。</p>
廊下幅	<p>住宅内の次の～の部分をつなぐ廊下の幅は、78cm（柱又は建具枠のある部分は75cm）以上とすること。 高齢者等の寝室のある階のすべての居室（食事室が同一階にない場合は食事室¹を含む） 便所¹ 浴室¹（出入口の部分を除く。） 洗面所¹及び脱衣室¹ 玄関（土間の部分を除く。） 高齢者等の寝室が1階以外の場合、その階のバルコニー（出入口の部分を除く。）</p> <p>1 動線経路が2以上ある場合は、高齢者等が主に使用するものとするものに限ることができる。 2 食事室、便所、浴室、洗面所及び脱衣室、玄関、バルコニーが2以上ある場合は、高齢者等が主として使用するものに限ることができる。 3 廊下の幅の測定において、壁と床又は天井との取り合い部の化粧材（床幅木、廻り縁、コーナー保護材等）、建具の把手、手すり、その他これらに類するものはないものとみなすことができる。</p>				
居室の出入口の幅	<p>高齢者等の寝室のある階のすべての居室の出入口の幅は、内法75cm以上とすること。 1 出入口が2以上ある場合は、高齢者等の基本的な日常生活移動経路にある出入口とすることができる 2 出入口の幅は、開き戸の場合は戸の厚みを、折れ戸の場合は折れしろを建具の幅から減じた寸法とする。また、軽微な改造により確保できる部分の長さを含むことができる。</p>				
3. 浴室及び階段の手すりの設置	<p>浴室及び住宅内の階段には手すりを設置すること。 浴室が2以上ある場合は、高齢者が主として利用する浴室に限ることができる。</p>				

（参考）参考図など詳しい内容につきましては、住宅金融支援機構のホームページを参照ください。
 URL : http://www.jhf.go.jp/customer/ki_jyun/kensetsu/reform/ribamo.html